

屋外広告物の表示に関する重点地区の基準

(3) 長野東地区(1)

1 戸建住宅地区

屋外広告物の表示に関する重点地区の基準	チェック	備考
(1) 広告物は自家用のみとする。		
(2) 表示面積の合計は1㎡以下とする。		
(3) 広告物の取付位置は地盤面から3m以下とする。		
(4) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りではない。		

2 共同住宅地区

屋外広告物の表示に関する重点地区の基準	チェック	備考
(1) 広告物は自家用のみとする。		
(2) 地上設置型広告物、壁面広告物のみとする。		
(3) 表示面積の合計は10㎡以下とする。		
(4) 広告物の取付位置は地盤面より高さ10m以下とする。		
(5) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りではない。		

3 公園及び緑地地区

屋外広告物の表示に関する重点地区の基準	チェック	備考
(1) 広告物の高さは、1.5m以下とする。		
(2) 広告物の支柱の色彩は、無彩色（白～灰～黒）若しくはYR（黄赤）、Y（黄）系の色相は彩度2以下、その他の色相は彩度1以下とする。ただし、素材色はこの限りではない。		
(3) 表示面積は1基あたり0.8㎡までとする。		

4 保育所施設地区

屋外広告物の表示に関する重点地区の基準	チェック	備考
(1) 自家用のみとする。		
(2) 地上設置型広告物、壁面広告物のみとする。		
(3) 取り付け位置は地盤面より8m以下とする。		
(4) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りでない。		